

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [梅澤 周平](#)

E-mail✉ [澤井 雅登](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきますいております。

【2023年4月24日】

東京地裁民事8部、会社訴訟チェックリストを公表

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/dai8bu_osirase/sosyojiken_mokuji/kaishasoshou_checklist/index.html

2023年4月24日、東京地方裁判所民事8部(商事部)は、会社訴訟のうち、①株主権確認の訴え、②株主総会決議の取消し、不存在確認、無効確認の訴え、③会社の取締役に対する任務懈怠責任追及の訴え、④役員等の不当解任を理由とする損害賠償の訴えの4類型について、訴状審査に当たっての審査事項ごとの留意点等をチェックリスト、記載例等にまとめ、参考書式とともに公表しました。なお、入力済のチェックリストは、訴訟提起時に裁判所に提出することが求められています。

これらのチェックリスト等については、今後、実際の事件での使用状況を踏まえた改定や、事件類型の追加も予定されているとのことです¹。

【2023年6月24日】

政府、能動的サイバー防御の実現のため、電気通信事業法等の法改正を検討

2023年6月24日付け朝日新聞朝刊

2023年6月24日付け朝日新聞朝刊の報道によれば、政府は、海外からのサイバー攻撃に対する能動的な防御を行うため、通信の秘密の保護に一定の制限をかける方向で電気通信事業法等の改正等を検討しているとのことです。

政府は、2023年夏以降に有識者会議を立ち上げ、上記の法改正についての議論を行い、来年の通常国会への関連法改正案の提出を目指すとのことです。

【2023年6月28日】

公正取引委員会、「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書」を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/ebpm/230628.html>

公正取引委員会は、2023年6月28日、「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書」(以下「本報告書」といいます。)を公表しました。

本報告書は、過去に公正取引委員会が行った排除措置命令のうち、再発防止策²について、その効果を検証するとともに、過

¹ 内林尚久「会社訴訟チェックリスト等の概要」商事法務 2329号 21頁、22頁(2023年)。

² 排除措置命令の類型の1つであり、過去に命じられた再発防止策としては、独占禁止法の遵守についての研修、監査、行動指針の作成等、独占禁止法違反行為に関与した役員・従業員に対する処分に関する規程の作成等、社内通報制度の設置又は見直し等があります。

去に不当な取引制限(独占禁止法 3 条)に係る排除措置命令を受けたことのある事業者に対するアンケート調査等を実施し、その結果をまとめたものです。本報告書では、アンケートの結果、再発防止策を命じられた企業の多くが、競合他社との会合等の際に事前に法務部等に問合せを行うようになった旨の回答をしたことなどを踏まえ、独占禁止法の遵守の理解度は高まっており、再発防止策の効果はあったと考えられること、行動指針の作成等及び研修の実施については、他の再発防止策と比較して再発防止への寄与度が高いと評価されていることなどが報告されています。

【2023 年 6 月 30 日】

証券取引等監視委員会、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20230630.html>

証券取引等監視委員会は、主に、2022 年 4 月から 2023 年 3 月までの間に、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し、勧告を行った事例を取りまとめ、公表しました。同事例集に記載されている 2022 年度における課徴金勧告事案の主な特徴は以下のとおりです。

【インサイダー取引】

- ・ 金融機関の職員が職務上知得した内部情報を悪用し、借名口座を使用してインサイダー取引を行うとともに親族に取引推奨を行った事案を勧告
- ・ 上場会社の社員から伝達を受けた者によるインサイダー取引を複数勧告
- ・ 課徴金額が少額な事案が増加(1 件当たりの平均課徴金額は過去 2 番目に少額である 101 万円)

【相場操縦】

- ・ 他人名義を含む複数の証券口座を使用し、買い板を厚くして下値を支えながら株価引上げを伴う対当売買を繰り返し行っていた事案を勧告
- ・ 長期国債先物の取引における見せ玉による相場操縦行為の事案を勧告

【2023 年 6 月 30 日】

金融庁、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/20230630/20230630.html>

金融庁は、2023 年 6 月 30 日、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(以下「本レポート」といいます。)を公表しました。

本レポートは、日本の金融機関を取り巻くマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下「マネロン等」といいます。)に関するリスクの状況や金融機関におけるマネロン等に係る業態ごとのリスクへの管理態勢の現状や課題、2023 年 6 月末時点のマネロン等に対する金融庁の取組等を紹介しています。マネロン等に関する金融庁の取組として、例えば、以下のものが紹介されています。

- ・ 預金取扱金融機関をはじめとしたマネロン等リスクが相対的に高いと判断される業態について、2021 年 9 月から、マネロン対策等に焦点を当てた検査や、オフサイトモニタリングや報告徴求等の手段を通じた態勢整備の進捗状況の確認の実施
- ・ 2024 事務年度以降は、金融機関におけるマネロン等リスク管理態勢の整備が完了していることを前提に、どのようなオフサイトモニタリング及び新たなマネロンターゲット検査を実施するか検討
- ・ 犯罪収益移転防止法や資金決済法等の関係法令の改正実施
- ・ 省庁間での連携強化等

【2023 年 6 月 30 日】

公正取引委員会、「独占禁止法に関する相談事例集(令和 4 年度)」を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230630d.html>

公正取引委員会は、2023 年 6 月 30 日、「独占禁止法に関する相談事例集(令和 4 年度)」を公表しました。同相談事例集には、例えば、以下の事例が掲載されています。

- (1) 小売業者4社が、物流の2024年問題³の解消に向けて、卸売業者に対する商品の発注において、①納品期限に係る商習慣を見直し「2分の1ルール」⁴を採用すること、②定番商品について納品を希望する日の前日の正午までに発注するようにすること、③特売品等について発注から納品を希望する日までの期間を6営業日以上設けること及び④発注に係るデータの形式を標準化された規格で行うことに取り組むことを共同で宣言する行為(問題なし)
- (2) 依頼者から請け負った貨物の運送を行う事業者が、自らが運営するシステムにおいて、自社及び競争者の貨物の運送状況等に関する情報を集約し、それぞれの依頼者が自ら依頼した貨物の運送状況等を確認できるようにする取組(問題なし)
- (3) 農作物αの加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が免税取引先から農作物αを仕入れる場合に当該取引先に対して消費税相当額を負担しないことを決定すること(問題となるおそれあり)
- (4) 医療関連の検査業務を営む事業者を会員とする団体が、会員の取引先である医療機関に対し、コスト増による業界の窮状を訴える文書を発出すること(問題なし)
- (5) 小売業者を会員とする団体が、会員の各店舗の従業員等の労働環境改善に向けた取組を後押しするため、労働環境改善に向けた行動指針を作成すること(問題なし)

【2023年6月30日】

経済産業省、「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント」及び「社外取締役向けケーススタディ集」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011.html>

経済産業省は、2023年6月30日、社外取締役向けの研修やトレーニングの活用の後押しを図るため、「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント」及び「社外取締役向けケーススタディ集」を公表しました。

「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント」は、社外取締役向けの研修等の活用についての理解を広げることを目的に作成された資料であり、社外取締役に対する研修等の必要性、活用方法、サポート体制等に関するポイントや取組例等が説明されています。

「社外取締役向けケーススタディ集」は、社外取締役向けの研修コンテンツの充実を図ることを目的に作成された資料であり、ケーススタディ方式で、社外取締役が取締役会や各種の委員会において直面し得る課題、社外取締役として求められる行動や留意点等が説明されています。

【2023年6月30日】

金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-8/20230630-8.html>

金融庁は、2023年6月30日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)を公表し、同年8月10日を期限とするパブリックコメント手続を開始しました。本改正案は、重要な契約に関する有価証券報告書等(有価証券報告書及び有価証券届出書)及び臨時報告書の記載事項について、主に以下の改正を行うものです。本改正のうち、下記③(ア)は2025年4月1日以後に提出される臨時報告書、そのほかの部分は同年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等への適用を予定しているとのことです。

- ① 有価証券報告書等の提出会社が、提出会社の株主との間で、ガバナンスに影響を及ぼし得る合意⁵を含む契約を締結している場合、提出会社に対し、当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等の開示を求める。
- ② 有価証券報告書等の提出会社が、提出会社の株主との間で、株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等の開示を求める。
- ③ 有価証券報告書等の提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をした場合であって、(ア)そ

³ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によって、2024年4月1日以降、自動車運転の業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限され、トラックドライバーの拘束時間が減少する等により、物流への影響が懸念されている問題のことです。

⁴ 「製造から賞味期限までの期間が180日以上加工食品について、当該期間の2分の1を経過した時点を超えた場合には納品を受け付けない」とするルールとのことです。

⁵ 役員候補者指名権の合意、議決権行使内容を拘束する合意、事前承諾事項等に関する合意。

の元本又は発行額の総額が連結純資産額の 3%以上の場合には、契約の概要や財務上の特約の内容を記載した臨時報告書の提出を求め、(イ)その残高が連結純資産額の 10%以上である場合には、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容の開示を求める。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 